

○障害者に対する訪問介護等に係る費用負担軽減措置事業実施要綱

平成18年4月1日

(総則)

第1条 障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定によるホームヘルプサービスの提供から介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものであって、当該事業に係る自己負担割合が指定介護予防訪問介護に係る自己負担割合と同様のものに限る。)(以下「訪問介護等」という。)の利用への円滑な移行を図るため、訪問介護等に係る費用負担軽減措置事業を実施する。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳に到達する前の1年間に、障害者総合支援法による居宅介護のうち身体介護又は家事援助を利用していた者であって、65歳に到達したことで訪問介護等の利用者となったもの
- (2) 特定疾病により生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態になった者のうち、40歳以上65歳未満のもの

2 前項の規定に該当する者のうち、介護保険法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載をされているものについては、当該給付額減額期間は、本事業の対象としない。

(事業適用の決定)

第3条 本事業の適用を受けようとする者は、毎年度、訪問介護等利用者負担額減額申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、本事業の適用を決定したときは、訪問介護等利用者負担額減額認定証(第2号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定証の有効期限)

第4条 認定証の有効期限は、毎年8月1日(新規に申請する者については、申請書を提出した日の属する月の初日)から翌年の7月31日までとする。

(認定証の提示)

第5条 認定証の交付を受けた者は、訪問介護等を利用する際には、認定証をその訪問介護等を提供する事業者(以下単に「事業者」という。)に提示しなければならない。

(費用負担軽減措置)

第6条 認定証の交付を受けた者が、訪問介護等を利用する際の利用者負担は全額免除とする。

(事業者の請求)

第7条 訪問介護等を提供する事業者は、介護保険法の規定による利用者負担の額と前条の費用負担軽減措置による額との差額を1月ごとに集計し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、当該額を事業者に支払うものとする。

3 市長は、前項に規定する審査及び支払いに関する事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(他の制度との適用関係)

第8条 この要綱に基づく利用者負担額の軽減は、次の各号に掲げる制度を適用する前に適用する。

(1) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を支給する制度

(2) 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を支給する制度

(3) 介護サービス利用者負担額軽減事務取扱要綱(平成12年4月1日制定)に基づく利用者負担額の軽減制度

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉子ども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 訪問介護に係る費用負担軽減措置事業実施要綱(平成12年4月1日制定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、現に旧要綱第3条第2項により、訪問介護利用者負担額減額認定証

の交付を受けている者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)に属し、又はその属する世帯の生計を主として維持している者の平成17年の所得税が非課税であるものについては、平成18年4月1日から翌年の6月30日までを有効期限とする認定証を交付し、訪問介護等を利用する際の利用負担率は、3パーセントとする。

- 4 前項の規定により平成18年4月1日から平成19年6月30日までを有効期限とする認定証の交付を受けた者のうち、生活保護法に基づく生活保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)に属し、又はその属する世帯の生計を主として維持している者の平成18年の所得税が非課税であるものについては、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間に限り、本事業の対象者とする。この場合において、第6条の規定にかかわらず、訪問介護等を利用する際の利用負担率は6パーセントとする。
- 5 第4条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から同年6月30日までの間に申請書を提出した者の認定証の有効期限は、同年4月1日から翌年の6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条第1項関係)

訪問介護等利用者負担額減額申請書

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
		住所	
		申請者 氏名	
		電話	続柄
氏 名			
被保険者番号		生年月日	
住 所		電 話	
利用者負担額 減額申請理由			
区 分	氏 名	生年月日	生計中心者に○をつけてください。
世帯構成	世帯主		
	世帯員		
(事務処理欄)			